OUKA
Osaka University Knowledge Archive

Title	「みんなの学校」から考える子どもへの合理的配慮 : 障害者差別解消法施行に寄せて
Author(s)	伊藤, 駿
Citation	共生学ジャーナル. 2017, 1, p. 109-116
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/67027
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

Osaka University

「みんなの学校」から考える子どもへの合理的配慮
―障害者差別解消法施行に寄せて―

伊藤　駿*
Shun ITO

1. はじめに

本稿の内容は 2015 年 12 月に大阪大学大学院人間科学研究科で開催した大学院生研究集会「『みんなの学校』から考える子どもへの合理的配慮」の報告である。本稿は特にシンポジウムの内容の報告であり、そのバックグラウンドとなる「障害者差別解消法」などについては紙幅の関係上言及することができない。もしご関心を持っていただき、より詳細な内容を知りたいという場合があれば、下記連絡先までご連絡をいただくか、2017 年 2 月に発行予定の報告書をご覧いただきたい。

2016 年 4 月、障害者権利条約の批准に向けた最後の法整備であった「障害者差別解消法」が施行された。本法は目的として「（中略）障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定める」ことを掲げており、その中心は「差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の不提供の禁止」である。

しかしながら、特に後者の「合理的配慮の不提供」とは一体何を指すのか、また具体的にどのような「合理的配慮」が必要とされているのか、ということは当時不透明なままであった。そこで本シンポジウムでは、2015 年 2 月より全国の劇場や自主上映が続いている映画「みんなの学校」を通して、その中で提供されている合理的配慮はどのようなものだったのか、また、その舞台となる大空小学校の教師たちは一体何を考え、どのような工夫をしていたのか、それを考えていくことを目的とし、開催することとなった。

* 大阪大学大学院人間科学研究科共生学系（itoshun.g@gmail.com）

2. シンポジウムの概要

シンポジウムは後述してある通り、2015 年度後期「大阪大学大学院生研究集会開催支援金」の助成を受けた。同年 10 月ごろから実行委員会を組織し、準備にあたった。そして同年 12 月 23 日に大阪大学人間科学研究科本館 51 教室において開催した。また講師として映画の舞台となった大阪市立大空小学校の校長（当時）であった木村泰子氏と岡山ノートルダム清心女子大学講師（当時）の青山新吾氏を招いた。木村氏は当時の学校の運営方針等をお話しいただき、どのようなことを心掛けていたのかを明らかにすべくお呼びし、青山氏には特別支援教育の専門家として、映画から見える「合理的配慮」をはじめとする知見の解説を依頼した。参加者は大阪大学の学部生、大学院生、講師である青山氏の研究室の学生、小中学校の教員、スタッフ、そのほか外部の人間、合計約 90 名が参加していた（図 1）。

図 1. シンポジウムの様子

2.1 映画「みんなの学校」について

映画「みんなの学校」（図 2）は 2015 年より全国で劇場放映、自主上映が続いているドキュメンタリー映画である。2015 年に文部科学省による「特別選定作品」にも選ばれており、その教育上の価値の高さから公開から 1 年以上が経った 2017 年 2 月現在も自主上映会が続いている。

図２．『みんなの学校』チラシ

「みんなの学校」の舞台は大阪市立大空小学校で、特に当時校長であった木村氏の活躍に焦点が当てられている。映画のフライヤーでは「大空小学校がめざすのは、『不登校ゼロ』。ここでは、特別支援教育の対象となる発達障害のある子も、自分の気持ちをうまくコントロールできない子も、みんな同じ教室で学びます。ふつうの公立小学校ですが、開校から 6 年間、児童と教職員だけでなく、保護者や地域の人もいっしょになって、誰もが通い続けることができる学校を作りあげてきました」（映画『みんなの学校』フライヤーより引用）と述べており、志水ら（2014）のいう「共生共学」の実践を

展開してきた小学校だと考えられる。

他の小学校であれば、特別支援教育の対象、つまり通常の学級と異なる場での教育を受ける子どもたちであっても、通常の学級で学ぶことができる環境を提供している小学校だと解釈ができるだろう。そのような小学校の実践をドキュメンタリーとして記録した本映画は障害者差別解消法の中で規定されている「合理的配慮の提供」が故意か無意識かは不明だが提供されている場であると考えられ、本シンポジウムの題材として適していると考えた。

2.2 シンポジウムの流れ

シンポジウムの流れは以下の通りである。

10:00〜12:00　映画「みんなの学校」上映
13:00〜13:15　シンポジウムの趣旨説明
13:15〜16:00　シンポジウム
16:10〜17:00　ワークショップ
17:15〜20:00　映画「みんなの学校」上映

それぞれの間の時間は休憩時間である。また映画上映が 2 回行われているのは、本シンポジウムとしては原則 10 時からの上映に参加を呼び掛けたが、都合により参加できない参加者が複数名いたため、シンポジウム終了後にも上映を行い、より多くの参加者が映画を鑑賞できるようにした。

2.3 シンポジウムの内容

シンポジウムの内容を上記の流れに従い述べる。まず、午前中の時間帯で映画の上映を行い、シンポジウムの進行の前提となる映画という共通の題材を鑑賞してもらった。その後、お昼休憩をはさみ、シンポジウムを開催した。はじめに、筆者より 1 節で述べたシンポジウムの趣旨説明および障害者差別解消法解説編集員会（2014）を参考に障害者差別解消法の解説、その中心となる「合理的配慮」に関する知見を説明した（図 3）。シンポジウムにおいては、各講師の自己紹介、木村氏より当時の学校運営方針、映画の中で注目してほしかったポイント、合理的配慮に関する見解、大学生を中心に学校外の人がいかにして参画していけるのかなど、青山氏より映画を観た感

想と得られた知見、合理的配慮に関する知見や青山氏のキャリアの中で出会ってきた子どもの話などをいただいた。また適宜フロアからの質問や意見を受けつつ進行した。

図３．障害者差別解消法の解説

ワークショップに関しては実行委員会の一人である小泉朝未（大阪大学大学院文学研究科大学院生）がファシリテーターとして進行を行った。全体のテーマとして、映画の中から一体何が考えられ、講師たちにどのような質問をしたいのか、ということを掲げて進行した。次節よりシンポジウムを通して得られた知見のうち「合理的配慮」について述べる。

3. 合理的配慮

筆者の感覚に過ぎないが、「合理的配慮」という言葉自体のニュアンスから再考する必要がある。合理的配慮の原語は reasonable accommodation であ

り、accommodation は配慮というよりも調整といったニュアンスが強い単語である。配慮というと一方が他方に対して配慮「する」「してあげる」「しなければならない」というある種の権力構造や一方向的なニュアンスがある。その一方で「調整」となると、双方向的なニュアンスが含まれる。つまり、元来合理的配慮とは、障害者という文脈においては、障害当事者と他者による、障害当事者の「参加」を可能にするための双方向的な調整を意味していた（大阪大学未来戦略機構第五部門 2016）。

図４．左：青山氏；右：木村氏

では実際に大空小学校において合理的配慮はどのように考えられていたのか。その問いに対する木村氏の見解は以下の通りであった（下線部は筆者の強調）。

> 「障害という言葉を大空は一度も使ったことがありません。障害っていう言葉の意味が、勉強しても理解できひん。本当にね、勉強すればするほど、アスペルガーってこんなんやで、ダウン症はこんなんや

で、学習障害こんなんやで、こういう状況はな、この薬を飲んだら落ち着くんや、とかね。そういうことは、山ほどそういう子どもたちがいるから、いっぱいその子どもの後ろにドクターや専門家医いうのがついてはるわけやから、いっぱい教えてもらったし、自分たちなりには勉強したけど。それが目の前の子どもには、合理的配慮となんて現れたケースは本当に少ない。そのことが仕事を、排除するための手法やって思うことのほうが、実は自分の経験した現場では多かったですよ。どうしても障害って言ったら、障害を見るんですね。子どもを見ないんです。だから、そんな排除をするために障害名はいらん。みんなの中で障害があると言われている子が、みんなの中でどう、その子がその子らしくみんなと学び合えるか、そのために必要なフォローをみんなの中でやっていくための障害名はものすごい大事。」

木村氏は講演の中でもたびたび「合理的配慮ということを考えたことはない」ということも口にしていた。しかしそれと同時に障害のある子がいかにして、他の子どもたちと共に学びあえるのかという追究がなされており、その必要なフォローをしていたということも引用から示唆される。言い換えるならば、合理的配慮は「学びの中に参加するためのフォロー」としてこの大空小学校の中で根付いていたとも考えられる（図 4）。

4. おわりに

本シンポジウムは 1 日がかり、シンポジウムの内容のみを文字に起こすと約 4 万字にも至った。本稿はその内容を筆者の力量不足から無理やり圧縮した形となっており、例えば「映画の中から見えた具体的な合理的配慮は何か」といった問いに対する答えを提供できるものとはなっていない。むしろ、シンポジウムの中でもその問いに対する明快な解答は得られなかったと感じている。しかしそれはネガティブというよりも、この合理的配慮という言葉に含まれる内容は、一問一答で解答可能なものではなく、その状況に依存するというごく当たり前ながら重要なことを示唆しているようにも思える。これまでも学術研究の中でも、例えば末次（2012）が保育現場における特別な配慮の一場面を描き出しているが、それが他の場面においても同

様に適用可能かという議論の余地を残している。奇しくもこのシンポジウムを開催したのは、このジャーナルの発行元である「共生学系」発足の直前となった。シンポジウムの内容は、おそらくこの共生を実現するために提供されるはずの「合理的配慮」がその名のもとに排除をする「合理的排除」として機能する可能性を示唆している。それはこの共生学を構築していく上で決して看過できない問題を提供しているといえるだろう。我々が様々な当事者が社会への参加をできるために必要だと考えたことが、その逆の結果、つまり排除を生み出してしまう危険性を自覚しながら、いかにしてその共生社会を構築できるのか追究していく必要がある。

最後になるが、本シンポジウムの開催にあたっては、大阪大学大学院人間科学研究科教育改革推進室による助成「大学院生研究集会開催支援金」を受けた。またシンポジウムの運営進行に関しては、大阪大学未来共生イノベーター博士課程プログラムの学生及び、NPO 法人 ROJE 関西学生事務局の協力を得た。加えて、本稿のはじめに執筆予定とした報告書の執筆にあたっては、大阪大学未来戦略機構第五部門「未来共生イノベーター博士課程プログラム」による「独創的教育研究活動経費」の助成を受けている。関係者全員の名前をここに記すことはできませんが、講師をお引き受けいただいた 2 名の方も含め御礼申し上げます。

参考文献

大阪大学未来戦略機構第五部門 2016『障害者への「合理的配慮」を問う』大阪：大阪大学未来戦略機構第五部門。

志水宏吉・高田一宏・堀家由妃代・山本晃輔 2014「マイノリティと教育」『教育社会学研究』95:133–170。

障害者差別解消法解説編集委員会 2014『概説　障害者差別解消法』京都：法律文化社。

末次有加 2012「保育現場における「特別な配慮」の実践と可能性―子ども同士のトラブルの対処の事例から」『教育社会学研究』90:213–232。